

## 港湾法施行規則の一部改正について

### 1. 改正の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）を提出しているところです。

改正法において、港湾法を改正し、波浪情報等の適格な把握による港湾工事の効率的な実施のため、国は、GPS波浪計に係る電子情報処理組織を設置及び管理できることとしています。また、港湾における物流拠点機能の強化を図るため、埠頭近傍における高度な荷さばき施設等の整備を国からの無利子貸付の対象に追加することとしています。

これらの改正は、改正法の公布日の施行を予定していることから、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）の一部を改正し、改正法により新たに国土交通省令に委任されることとなる事項等を定めることを予定しております。

### 2. 概要

#### （1）電子情報処理組織による波浪情報等の提供

- ① 電子情報処理組織により収集、分析及び提供を行う波浪情報等として、潮位情報等を定めることとする予定です。
- ② 電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受ける者が負担する電子情報処理組織の使用料は、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする予定です。
- ③ 電子情報処理組織による波浪情報等の提供を受けようとする者は、あらかじめ名称等を記載した申請書を国土交通大臣に提出することとする予定です。

#### （2）国に対する認定申請の手続

- ① 埠頭近傍における高度な荷さばき施設の建設等に係る無利子資金の貸付けについて、国の認定を受けようとする者は、当該施設の工事実施計画等を記載した申請書を国土交通大臣に提出することとする予定です。

#### （3）その他所要の規定の整備を行うこととする予定です。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：改正法の公布の日

施行日：改正法の公布の日